

令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行」支援事業助成金について

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構では、徳島県東部圏域 15 市町村（徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町）への送客を目的とした「募集型企画旅行」について、次のとおり助成を行いますのでご活用ください。

1 助成対象となる旅行

次の条件を全て満たす旅行が対象となります。

- (1) 新聞広告掲載、新聞折込み、パンフレット、募集広告チラシ等を利用し、徳島県東部圏域内の旅行先の画像や案内等が掲載されているものであること。
- (2) 原則として、新規に制作し募集を開始するもの。（一般社団法人イーストとくしま観光推進機構のロゴマーク表示等）
- (3) 旅行者に対するアンケートを実施すること。
- (4) 次に掲げる旅行商品であること。
 - ① 徳島県東部圏域内観光地 2 箇所以上行程に含む、徳島県外を出発地とする旅行商品であること。
 - ② 徳島県東部圏域内で宿泊を伴う、徳島県外を出発地とする旅行商品であること。但し、令和元年 8 月 12 日(月)から 8 月 15 日(木)の宿泊、コンベンション（大会・会議・セミナー・シンポジウム・スポーツ）、教育旅行、合宿等を組み込んだ旅行商品は対象外とする。
- (5) 旅行商品の設定期間内に 1 回以上催行するもので 8 名以上（無料人員・添乗員・乗務員を除く）での出発分を対象とする。
- (6) 一般社団法人イーストとくしま観光推進機構ホームページの旅行ツアーとして掲載する、写真やパンフレット、新聞広告等の電子データを提供すること。
- (7) 一般社団法人イーストとくしま観光推進機構による他の助成事業との重複は認めません。

2 助成金の額

区分	限度額	助成対象経費
徳島県東部圏域内 1 泊+徳島市、鳴門市で 1 箇所以上かつ徳島市、鳴門市以外で 1 箇所以上の観光等 ※徳島県東部圏域内に宿泊し徳島市、鳴門市で 1 箇所以上かつ徳島市、鳴門市以外の徳島県東部圏域内の施設入場・体験・食事のいずれかを 1 箇所以上行程に含む旅行商品を掲載したパンフレット等	300,000 円 (経費の 2/3 を上限とする)	徳島県東部圏域内への送客を目的とし「募集型企画旅行商品」を掲載した新聞広告、パンフレット等作成経費（制作・印刷代・ダイレクトメール配送費・新聞折込料・新聞・雑誌等への旅行商品広告掲載料（WEB は除く））に対して助成を行う。 なお、助成金の額は千円単位とする。
徳島県東部圏域内の観光等（日帰り含む） ※徳島県東部圏域内の施設入場・体験・食事のいずれかを 2 箇所以上行程に含む旅行商品を掲載したパンフレット等	100,000 円 (経費の 2/3 を上限とする)	

3 助成金の交付対象者

旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条に基づく登録を受けている旅行者

4 助成金の申請時に必要なもの

- ① 助成金交付申請書（様式第 2 号）
- ② 事業計画書（別紙 1）
- ③ 収支予算書（別紙 2）（パンフレット印刷や新聞折込費用の見積書（写）
- ④ 企画書（全行程、料金を明記したもの）

5 注意事項

予算枠を超過する場合は、助成金の交付を終了します。

申請期間（令和元年 6 月 26 日(木)から令和 2 年 1 月 31 日(金)まで）

旅行商品設定期間（令和元年 6 月 26 日(木)から令和 2 年 3 月 1 日(日)まで）

6 事務局（お問い合わせ先）

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構（担当 板東 いずみ）

〒770-0831 徳島市寺島本町西 1 丁目 61 徳島駅クレメントプラザ 5 階

TEL 088-678-2811 FAX 088-678-2877 E-mail:info@east-tokushima.jp